

令和4年9月13日

1. 出席議員

議長	吉川里己	副議長	松尾初秋
1番	古賀珠理	2番	山崎健
3番	毛利清彦	4番	中山稔
5番	江口康成	6番	吉原新司
7番	朝長勇	8番	豊村貴司
9番	上田雄一	10番	古川盛義
12番	池田大生	13番	石橋敏伸
15番	末藤正幸	17番	山口昌宏
18番	牟田勝浩	19番	杉原豊喜
20番	江原一雄		

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	川久保和幸
次長	山口美矢子
議事係長	奥幹久
議事係員	木寺裕一朗

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	北	川	政次
教	育長	松	尾	文雄
総	務部長	山	崎	正和
総	務部長	諸	岡	利幸
企	画部長	庭	木	淳
営	業部長	古	賀	龍一郎
営	業部長	黒	尾	聖洋
福	祉部長	松	尾	徹
福	祉部長	後	藤	英明
こ	ども部長	秋	月	義則
こ	ども部長	諸	岡	智恵
ま	ちづくり部長	野	口	和信
環	境部長	山	口	智幸
総	務課長	江	上	新一
企	画政策課長	弦	卷	一寿
財	政課長	藤	井	喜友
会	計管理者	谷	口	勝
選	挙管理委員会事務局長	山	田	英昭
監	査委員事務局長	青	木	博
農	業委員会事務局長	田	栗	和彦

議 事 日 程 第 5 号

9月13日（火）10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 第49号議案 | 武雄市武雄温泉駅南口駅前広場設置条例（質疑・産業建設常任委員会付託） |
| 日程第2 | 第50号議案 | 武雄市地区計画等の案の作成手続に関する条例（質疑・産業建設常任委員会付託） |
| 日程第3 | 第51号議案 | 武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託） |
| 日程第4 | 第52号議案 | 武雄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託） |
| 日程第5 | 第53号議案 | 武雄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託） |
| 日程第6 | 第54号議案 | 武雄市税条例等の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託） |
| 日程第7 | 第55号議案 | 武雄市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（質疑・産業建設常任委員会付託） |
| 日程第8 | 第56号議案 | 市道路線の認定について（質疑・産業建設常任委員会付託） |
| 日程第9 | 第57号議案 | 令和3年度武雄市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（質疑・産業建設常任委員会付託） |
| 日程第10 | 第58号議案 | 令和3年度武雄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（質疑・産業建設常任委員会付託） |
| 日程第11 | 第59号議案 | 令和4年度武雄市一般会計補正予算（第5回）（質疑・所管常任委員会分割付託） |
| 日程第12 | 第60号議案 | 令和4年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）（質疑・福祉文教常任委員会付託） |
| 日程第13 | 第61号議案 | 令和4年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）（質疑・福祉文教常任委員会付託） |
| 日程第14 | 第62号議案 | 令和4年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・産業建設常任委員会付託） |
| 日程第15 | 第63号議案 | 令和4年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第1回）（質疑・産業建設常任委員会付託） |
| 日程第16 | 第64号議案 | 令和4年度武雄市下水道事業会計補正予算（第2回）（質疑・産業建設常任委員会付託） |
| 日程第17 | 第65号議案 | 令和3年度武雄市一般会計決算認定について（補足説明・質疑・決算審査特別委員会設置付託） |
| 日程第18 | 第66号議案 | 令和3年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について（補足説明・質疑・決算審査特別委員会設置付託） |
| 日程第19 | 第67号議案 | 令和3年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定につ |

		いて（補足説明・質疑・決算審査特別委員会設置付託）
日程第 20	第 68号 議案	令和 3 年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について（補足説明・質疑・決算審査特別委員会設置付託）
日程第 21	第 69号 議案	令和 3 年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について（補足説明・質疑・決算審査特別委員会設置付託）
日程第 22	第 70号 議案	令和 3 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について（補足説明・質疑・決算審査特別委員会設置付託）
日程第 23	第 71号 議案	令和 3 年度武雄市国道 3 4 号用地先行取得事業特別会計決算認定について（補足説明・質疑・決算審査特別委員会設置付託）
日程第 24	第 72号 議案	令和 3 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について（補足説明・質疑・決算審査特別委員会設置付託）
日程第 25	第 73号 議案	令和 3 年度武雄市下水道事業会計決算認定について（補足説明・質疑・決算審査特別委員会設置付託）
日程第 26	第 75号 議案	令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）（補足説明・質疑・産業建設常任委員会付託）
日程第 27	報告 第 11号	令和 3 年度武雄市一般会計継続費精算報告書の報告について（質疑）
日程第 28	報告 第 12号	令和 3 年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について（質疑）
日程第 29	報告 第 13号	専決処分の報告について（質疑）
日程第 30	報告 第 14号	専決処分の報告について（質疑）

開 会 10時

○議長（吉川里己君）

皆さんおはようございます。前日に引き続き会議を開きます。
市長から提出されました第 75 号議案を追加上程いたします。
日程に基づき議事を進めます。

日程第 1 第 49 号議案

日程第 1. 第 49 号議案 武雄市武雄温泉駅南口駅前広場設置条例を議題といたします。
第 49 号議案に対する質疑を開始いたします。
質疑通告がっておりますので、まずこれを許可いたします。12 番池田議員

○12 番（池田大生君）〔登壇〕

第 49 号議案の武雄市武雄温泉駅南口駅前広場設置条例についてお尋ねをさせていただきます。

まず、この条例の中で、イベント等の開催ですね。このイベントを大きく、広義的にとい

うかですよ、そのイベントとはどういうものか。

また、その広場を利用するときに減免措置があると思うんですけども、その減免の対象となる基準、これをお示しいただきたい。

まず、イベントの対象については、今回、開業に当たってのイベント、例えばおしりたんでいショーとかですよ、仮面ライダーギーツキャラクターショーとか多々ありますよね。大きな、大きなイベントがですね。

これ、通常、企画会社とかがやれば有料でやられる、チケットを配ったりしてやられると思うんですよ。今回、市で、市というかオープンイベントでやるので、無償ですよ。来客は無償ですよ。

この場合の、これは有料じゃないので無償扱いとしてのイベントに当たるのか、その辺についてもお尋ねをさせていただきます。

○議長（吉川里己君）

古賀営業部長

○古賀営業部長〔登壇〕

おはようございます。御質問の分で、まず、イベントの対象でございますが、このイベントの対象につきましては、第49号議案の第5条、使用の許可というものの中にうたっておりますが、行商、露店営業その他これらに類する行為、展示会、祭礼、集会その他に類する催し、イベント広場における歩行者の通行等に影響を及ぼす行為としており、この歩行者の通行に影響を及ぼす行為といたしましては、演説、演芸、奏楽その他、先ほど言われましたようなイベントの方法によりまして、人寄せをする行為ということで定めております。

減免への対象についてでございますが、減免の対象につきましては、市が主催または共催する事業や市内の小中学校が主催する事業を規定に定める予定としておりますので、先ほど御質問、市が主催、共催している分につきましては、無料の形を取りたいというふうに考えております。

○議長（吉川里己君）

12番池田議員

○12番（池田大生君）〔登壇〕

少しだけ、もう一回お尋ねをさせていただきます。

例えばフリーで、例えばダンスの練習を、計画的にじゃなくて今日はあそこでしょうかと
いうときに集まった場合はフリーでやっていたらいいのか。

それともう一点、演説という部分が入りました。我々も選挙を経験をします。これ、設置条例に規程されるので、演説会場としての位置づけに当たるのか。その場合、選挙期間中の借り上げについては無料になりますよね。

通常、選挙期間外でこの場所で演説をする場合は、何かの違法的な、違法というか、条例

違反とかそういうものに当たるのか、そこをお尋ねします。

○議長（吉川里己君）

古賀営業部長

○古賀営業部長〔登壇〕

まず最初に、日にちを決めない、フリーでダンスの練習をとかというのを、例えば芝生広場でやられるものに関しては、基本的にはできるだけそういう申請とかはなく、自由に扱いをしていただいで結構だと思います。ただ、通行の方の妨げになったり、その間を占有するという行為だけはNGという形で取らせていただきたいと思います。

選挙期間外の演説につきましては、ちょっとこの取扱いについて、私も細かく今、資料を持ち合わせておりませんので、後ほどこれについては御説明させていただきたいと思います。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第2 第50号議案

日程第2. 第50号議案 武雄市地区計画等の案の作成手続に関する条例を議題といたします。

第50号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第3 第51号議案

日程第3. 第51号議案 武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第51号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第4 第52号議案

日程第4. 第52号議案 武雄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第52号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第5 第53号議案

日程第5. 第53号議案 武雄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第53号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第6 第54号議案

日程第6. 第54号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

第54号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第7 第55号議案

日程第7. 第55号議案 武雄市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第55号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第8 第56号議案

日程第8. 第56号議案 市道路線の認定についてを議題といたします。

第56号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第9・第10 第57号議案・第58号議案

日程第9. 第57号議案 令和3年度武雄市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び日程第10. 第58号議案 令和3年度武雄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを一括議題といたします。

第57号議案及び第58号議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第 57 号議案及び第 58 号議案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 11 第 59 号議案

日程第 11. 第 59 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）を議題といたします。

第 59 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑通告がっておりますので、まずこれを許可いたします。12 番池田議員

○12 番（池田大生君）〔登壇〕

第 59 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 5 回）について質疑をさせていただきます。

まず、6 款 1 項 3 目 18 節の負担金補助及び交付金の肥料価格高騰対策緊急支援事業補助金 4,500 万円についてお尋ねをいたします。

肥料価格の急騰に直面し、という説明がありましたけども、これの補助の対象ですね。例えて言えば、JA とか、コメリとか、肥料等を卸すというかですね、そういうところに、店舗とかそういう企業というかですね、そういうところに直接補助をするのか、それとも、それを予約したり、買い付けた農家の方に直接支給をされるのか。それと、あともう一点、個人です、個人の方ですね。個人の方はどういう活用をすればいいのか。

そして、支給の方法は、先ほど申しあげました団体に直接行くのか、それとも領収書等をもって個人の口座に振り込みになるのか、その辺についてお尋ねします。

あと、次にですね、8 款 5 項 1 目 14 節の住宅管理費の中の市営下西山住宅バルコニー補修工事ですね。これの補修が全棟なのか。たしか 2 棟あるとお聞きしましたけれども、これが全棟補修工事なのか、それとも一部なのか。それと、現在の状態がどのような状態になっているのかお尋ねします。

○議長（吉川里己君）

黒尾営業部理事

○黒尾営業部理事〔登壇〕

おはようございます。先ほどの質問についてですけれども、補助対象者は、国の実施要領に準じ、前年から 2 割以上の化学肥料低減に取り組む農業者の皆様で、補助金申請は農業者グループで行っていただく予定でございます。すなわち、農業者グループのほうに直接振り込む予定でございます。

この分につきましても、国が決定した内容に準じ、市も支払う予定でございます。

以上です。

○議長（吉川里己君）

野口まちづくり部長

○野口まちづくり部長〔登壇〕

おはようございます。市営下西山住宅、8款5項1目の住宅管理費になりますけど、これの施工範囲ということですけど、下西山住宅につきましては、2階建の建築物が2棟ありまして、全部で14戸の住戸があり、今回、そのベランダ部の裏側のコンクリート補修工事を、全戸のベランダに対して実施し、劣化部分を元に戻す工事となります。

今の現在の状態についてですけど、建物の経年劣化が原因で、バルコニー部、いわゆるベランダの裏側になりますけど、コンクリートへのひび割れが広がり、雨水の浸入により鉄筋がさびて膨れ上がっておりまして、コンクリートの塊が剥がれ落ちる状況で、そういうのが最近目立っているということです。

このように、剥離によるコンクリート落下や鉄筋露出等で危険な状況にあるということで、今回、早急に補修工事で対応する必要があると感じております。

○議長（吉川里己君）

ほかにございませんか。

20番江原議員

○20番（江原一雄君）〔登壇〕

（3）ページで、マイナンバーカードの交付事務費補助金が国から補助金として来るわけですけど、任期付職員の対応ということになっておりますが、どういう趣旨なのか、併せて職員がどういう仕事をするのか、御答弁をお願いします。

○議長（吉川里己君）

松尾福祉部長

○松尾福祉部長〔登壇〕

おはようございます。マイナンバーカードの交付事業でありますけれども、6月の12日に閣議決定ということで、政府が来年度からマイナンバーカードの交付率を普通交付税に反映させるということ、来年度から検討を進めるというふうな情報が入っております。

それに伴って、以前から出張申請ですね、市民課の職員が直接事業所等に出向いて、写真の撮影など申請の手続をサポートする事業を進めておりましたけども、この8月、9月に集中してやろうということで、既決予算で人員を増加して、現在進めているという状況です。その後、10月以降もマイナンバーカードの出張申請を継続して進めていきたいということで、会計年度任用職員の6か月、2名分を計上をしているものであります。

業務の内容といたしましては、出張先への電話での依頼、連絡調整、そして直接出張申請に臨む、それと交付事業を行うといったものが主な業務ということになります。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 12 第 60 号議案

日程第 12. 第 60 号議案 令和 4 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 60 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 13 第 61 号議案

日程第 13. 第 61 号議案 令和 4 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 61 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 14 第 62 号議案

日程第 14. 第 62 号議案 令和 4 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 62 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 15 第 63 号議案

日程第 15. 第 63 号議案 令和 4 年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 63 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 16 第 64 号議案

日程第 16. 第 64 号議案 令和 4 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 64 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 17～第 25 第 65 号議案～第 73 号議案

日程第 17. 第 65 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計決算認定についてから日程第 25. 第 73 号議案 令和 3 年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの、以上 9 議案を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。谷口会計管理者

○谷口会計管理者〔登壇〕

おはようございます。それでは、第 65 号議案から第 73 号議案までの令和 3 年度武雄市一般会計及び各特別会計等の決算認定について御説明いたします。

歳入歳出決算書の 1 ページ、2 ページを御覧ください。

令和 3 年度武雄市歳入歳出決算総括表により御説明いたします。

総括表の一番下の各会計の合計では、予算現額 728 億 4,085 万円に対し、収入済額 679 億 110 万 1,911 円、支出済額 646 億 415 万 5,194 円で、歳入歳出差引額は 32 億 9,694 万 6,717 円となっております。

2 ページの一番右側の欄に記載しております各会計ごとの歳入歳出差引額では、一般会計及び特別会計においてプラスまたは 0 となっております。

令和 3 年度から武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計が新たに設置されているところでございます。詳細につきましては、3 ページから 34 ページにかけて、第 65 号議案から第 71 号議案までの決算書を、35 ページから 292 ページにおいて事項別明細書を掲載しております。

293 ページ、294 ページに実質収支に関する調書を掲載しております。実質収支の状況は、プラスまたは 0 となっております。

295 ページ以降に、財産に関する調書及び基金運用状況報告書を掲載しております。

なお、主要施策の成果及び予算執行の実績に関する報告書につきましては、別冊でお届けしております。

以上をもちまして、令和 3 年度一般会計及び特別会計等の決算の概要の説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉川里己君）

これより、第 65 号議案から第 73 号議案までの以上 9 議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第 65 号議案から第 73 号議案までの以上 9 議案は、議長及び監査委員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 65 号議案から第 73 号議案までの以上 9 議案は、決算審査特別委員会に付託することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長については、武雄市議会申し合わせ事項により、委員長に松尾副議長、副委員長に上田議会運営委員長をお願いいたします。

日程第 26 第 75 号議案

日程第 26. 第 75 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。山崎総務部長

○山崎総務部長〔登壇〕

おはようございます。第 75 号議案 令和 4 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、浸水地域の住宅のかさ上げや移転等の費用の一部を支援する「水に強い住まいづくり支援事業補助金」につきまして、8 月に入り相談・申請件数が大幅に増加したことによりまして、予算が不足するような状況になったため、必要な予算の増額をお願いするものです。

補正予算書の 1 ページを御覧ください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ 2,000 万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 263 億 5,241 万 2,000 円とするものでございます。

予算説明書の（4）ページを御覧ください。

歳出につきましては、8 款 5 項 1 目. 住宅管理費、18 節. 負担金補助及び交付金に水に強い住まいづくり支援事業補助金 2,000 万円を計上しております。

予算説明書の（3）ページを御覧ください。

歳入につきましては、今回の補正予算の財源といたしまして、19 款 2 項 16 目. 災害復興基金繰入金に 2,000 万円を計上しております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉川里己君）

第 75 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 27 報告第 11 号

日程第 27. 報告第 11 号 令和 3 年度武雄市一般会計継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

報告第 11 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第 11 号は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 28 報告第 12 号

日程第 28. 報告第 12 号 令和 3 年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告第 12 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第 12 号は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 29 報告第 13 号

日程第 29. 報告第 13 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 13 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 30 報告第 14 号

日程第 30. 報告第 14 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 14 号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 10時28分

